

地下式受水槽の汚染による健康被害 (食中毒) の発生について

令和 7 年(2025 年) 1 月 17 日 (金)

照会先

(食中毒に関すること)

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課

担当：高田、舘下

電話：6 2 2－5 1 7 4

(ビル、水に関すること)

札幌市保健福祉局保健所生活環境課

担当：吉津、高橋

電話：6 2 2－5 1 6 5

1 探知

令和 7 年 1 月 4 日 (土)、市内の医療機関の医師から札幌市保健所に「令和 6 年 12 月 29 日 (日) に中央区の五番街ビル内の飲食店を利用後に体調不良を呈した患者がいる。」との相談があり、その後、同じビルの他の飲食店の利用者からも同様の相談があった。

2 調査概要

保健所で当該建物内を調査したところ、12 月 29 日に受水槽内やテナントへ供給された水の状況に異常を認めたこと、同日の複数のテナントの利用客において健康被害が発生していることが確認された。

このことから、受水槽を経て供給された水がノロウイルスに汚染されたことを原因とする食中毒と断定し、当該受水槽の設置者に対して原因究明や再発防止及び受水槽の維持管理を徹底するよう改善指示を行った。

3 患者数等

- (1) 患 者 数：27 名 (男性 9 名、女性 18 名)
うち通院者 5 名、入院者 1 名 (患者は全員回復傾向)
- (2) 主な症状：発熱、下痢、嘔吐 等
- (3) 潜伏時間：平均 36 時間 21 分 (最短 14 時間 00 分、最長 68 時間 00 分)

4 原因施設

- (1) 名 称：五番街ビル
(地上 9 階地下 1 階建、テナント 11 店舗(うち飲食店 10 店舗)が入店)
- (2) 所在地：札幌市中央区南 3 条西 4 丁目 2 1－3
- (3) 所有者：株式会社ビッグ 代表取締役 村上 晶彦
- (4) 給水方式：市水を地下式受水槽で貯水し、ポンプにて各階に供給する方式
※別図参照

なお、食中毒の原因についてはビルが供給する飲料水であることから、食品衛生法第 60 条第 1 項の規定に基づく営業者に対する処分は行わない。ビル所有者に対しては、水道法第 36 条第 3 項の規定に基づき、改善指示を行った。

5 原因食品

12月29日（日）に当該ビル内で供給された水（推定）

6 病因物質

ノロウイルス

7 有症者の検査結果

- (1) 患者便：12名を検査し、12名からノロウイルスを検出
 - (2) 従事者便：17名を検査し、9名からノロウイルスを検出（1名検査中）
- ※検査は札幌市衛生研究所で実施した。

8 保健所における主な指示事項

保健所は、本日、当該ビル所有者に対し簡易専用水道改善指示書を交付し、再発防止のため次の事項等について改善するよう指示した。

- (1) 供給水の水質に異常が発生した原因を究明し、再発を防止するための抜本的な改善策を講じること。
- (2) 当分の間、水に異常がないことの確認と定期的な水質検査を実施し記録するとともに、異常を探知した際は速やかに保健所あて報告すること。
- (3) 今後、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

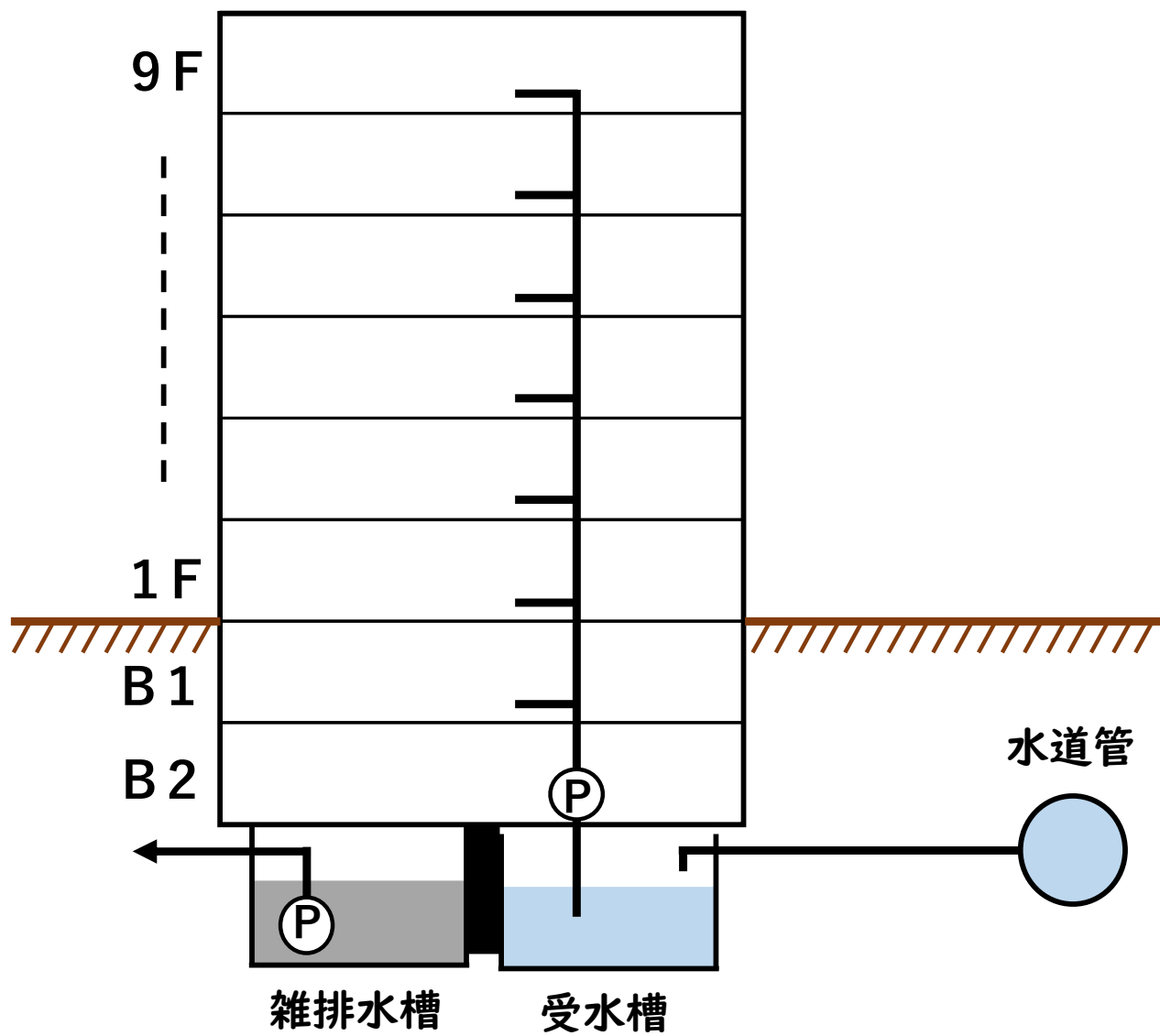
9 その他

このたびの事案を受けて、今後、受水槽の管理者に対し、周知、啓発を行っていきます。（札幌市公式Xで周知の予定）

《参考》札幌市における食中毒発生状況

	令和6年 (令和7年1月17日現在、本件を含む)	令和5年 (同期)
発生件数	20件	21件
患者数	289名	101名

【別図】五番街ビルの給水方式



ノロウイルスについて

1 ノロウイルスとは

ノロウイルスは、直径約 30 ナノメートル（ナノメートルは 1 mm の 100 万分の 1）の大ききさで球形の構造をしたウイルスです。

このウイルスによる食中毒は、特に 11 月から 3 月の冬季に多く発生しております。また、学校や保育園などでの集団感染も多く発生しています。

2 感染経路

(1) 食品を介して感染する場合（**食中毒**）

ア ノロウイルスに感染した食品取扱者の手指を介して、食品が汚染された場合

イ ノロウイルスに汚染された井戸水や簡易水道を消毒不十分で摂取した場合

ウ ノロウイルスに汚染された二枚貝を、生又は十分に加熱しないで食べた場合

(2) 患者のふん便や吐物で汚染されたもの（おむつ、雑巾、バケツ等）に触れた手指にウイルスが付着し、口に入った場合

(3) 患者のふん便や吐物の処理が不十分なため、乾燥し空気中に浮遊したウイルスが口に入った場合

3 潜伏時間

概ね 24～48 時間（平均 36 時間）

4 主な症状

吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、発熱（38℃以下）

通常は発症後 3 日以内に軽快しますが、下痢などの症状がなくなっても、**通常は1週間程度、長いときは1か月程度までウイルスの排泄が続くことがあります**ので注意が必要です。また、**感染していても症状を示さないこともあります**。

5 予防方法

(1) 食品を加熱する場合は、十分に加熱（中心部を 85～90℃で 90 秒間以上）して食べる こと。

湯通し程度の加熱ではウイルスは死にません。

(2) 下痢や吐き気などの症状のある人は、食品を直接取り扱う作業に従事しないこと。

(3) トイレの後、調理をする際には、十分に手を洗うこと。

(4) 調理器具等は洗剤などを使用し十分に洗浄した後、熱湯（85℃以上 1 分以上）又は次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 200ppm）に浸して殺菌すること。

(5) 患者のふん便や吐物を処理するときには、使い捨てのマスクと手袋を着用し、ペーパータオル等で静かに拭き取った後、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 1,000ppm）で浸すように床を拭き取ること。

【参考】

札幌市保健所：<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/chudoku/norovirus.html>

厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>